

船舶事故調査報告書

平成24年9月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年8月15日（月） 08時50分ごろ
発生場所	愛媛県松山市興居島南東方沖 松山市所在の松山港外港2号防波堤北灯台から真方位279° 1,300m付近 （概位 北緯33° 52.2′ 東経132° 41.1′）
事故調査の経過	平成23年9月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{ほうしゆん} 宝春丸、3.5トン EH3-23759（漁船登録番号）、個人所有 9.90m（Lr）×2.54m×0.75m、FRP ディーゼル機関、281kW、昭和63年6月30日 B プレジャーボート しおかぜ丸、5トン未満 281-35520愛媛、個人所有 6.17m（Lr）×1.93m×0.51m、FRP ディーゼル機関、54kW、平成9年12月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年9月17日 免許証交付日 平成22年3月15日 （平成28年2月24日まで有効） B 船長B 男性 70歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年6月13日 免許証交付日 平成21年1月8日 （平成26年1月25日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に亀裂 B 船首部に亀裂
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、松山港内の係留地に向けて興居島南東方沖を約11ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で東進した。 船長Aは、操舵室内で操舵輪の前にある椅子に座って船首方を見ながら航行中、平成23年8月15日08時45分ごろ、左舷船首方にB船を認め、同船が流し釣りをを行っていると思い、手動操舵で航行を続けた。 船長Aは、B船がA船の船首方を左舷方から右舷方に通過し、そのうち

	<p>にB船が停船すると思い、同船の動きを見ながら東進を続けたところ、B船が急に右旋回を始めたので慌てて機関を後進にかけたが、08時50分ごろ、松山港外港2号防波堤北灯台から真方位279°1,300m付近において、A船の船首部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、船長B及びB船の同乗者の負傷の有無を確認後海上保安庁へ本事故の通報を行った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、3人を同乗させ、興居島南東方沖の釣り場で釣りをしていたところ、同乗者1人が船酔いをしたので、興居島南岸で同人を下船させたのち、元の釣り場に戻るために興居島南東方沖を約3knの速力で南進した。</p> <p>船長Bは、操縦席の前に立って魚群探知機の映像を見ながら手動操舵により南進中、衝突の約30秒前、元の釣り場で停船するために右旋回し、A船と衝突した。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風速 1.6m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>								
その他の事項	<p>船長Bは、年に4～5回衝突場所付近で釣りをしていた。</p> <p>B船の同乗者は、本事故発生時、船首甲板上で釣った魚の写真を撮っており、A船の接近に気付かなかった。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A なし、B あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、興居島南東方沖を東進中、船長Aが、B船がA船の船首方を左舷方から右舷方に通過した後、停船すると思い、少し減速して同船の動きを見ながら東進を続けていたところ、右旋回を始めたB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、興居島南東方沖を南進中、船長Bが、魚群探知機の映像に注意を向けて見張りを行っていなかったことから、A船の前路に向けて右旋回し、A船と衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A なし、B あり	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	A なし、B なし	判明した事項の解析	<p>A船は、興居島南東方沖を東進中、船長Aが、B船がA船の船首方を左舷方から右舷方に通過した後、停船すると思い、少し減速して同船の動きを見ながら東進を続けていたところ、右旋回を始めたB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、興居島南東方沖を南進中、船長Bが、魚群探知機の映像に注意を向けて見張りを行っていなかったことから、A船の前路に向けて右旋回し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	A なし、B あり								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	A なし、B なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、興居島南東方沖を東進中、船長Aが、B船がA船の船首方を左舷方から右舷方に通過した後、停船すると思い、少し減速して同船の動きを見ながら東進を続けていたところ、右旋回を始めたB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、興居島南東方沖を南進中、船長Bが、魚群探知機の映像に注意を向けて見張りを行っていなかったことから、A船の前路に向けて右旋回し、A船と衝突したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、興居島南東方沖において、A船が東進中、B船が南進中、船長Bが、魚群探知機の映像に注意を向けて見張りを行っていなかったため、A船の前路に向けて右旋回し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								